

三、特殊報告

(一) クラブ排撃運動に就て

(イ) クラブ排撃運動の對策並に處断

昭和六年度全國大會は三日間に亘る慎重審議の結果日本労働クラブ参加を可決した。然るに、クラブ参加反對の諸組合は十一月三日大會終了の直後東京芝浦會館に於て「日本労働クラブ排撃同盟」なるものを結成し、大會の決定に従はず別個に事務所を設けてクラブ排撃運動を依然として繼續することを聲明した。この運動は明らかに同盟の統制規律を紊すものであり、ひいては同盟を分裂に導く危険を有するものと認められたので、同盟本部は直ちに中央委員會を召集してこれが對策を決定した。即ち十一月四日の第一回中央委員會の決定により本部は直ちに代表者をあけて反對派の首領者と會見し、クラブ排撃同盟を即時解體すべきことを申込んだが、遂に「事情止むを得ず」との回答を得た。だが本問題はあくまで慎重なる態度をもつて處理すべきであるとの見地より、再び正式文書をもつて排撃同盟の解體を要求し、問題の性質は一日もこれを放置するを許さざるものであったので、右の回答を五日正午迄なすべきことを要求した。然し、遺憾ながら遂に右の回答に接しなかつたので更に十一月五日第二回中央委員會を開催し、この運動の責任者とし

て石橋、高梨、加藤、岡家の四君を除名處分に附することに決定し左記通達を發すると共に、中央委員會は本問題に關する一切の處置を同盟本部常任執行委員會に一任することを決定した。

△左記—通達

全國労働第二回中央委員會は左記の通り決定致しましたから、此段御通知いたします。

(決定) 石橋憲一、加藤勲十、高梨二夫、岡家博の四君の言動は本同盟の統制を紊り且つ分裂を策するものと認めらるるを以て同盟規約第廿二條に依り除名す。

昭和六年十一月五日
中央委員長 大矢富三

かくて遂にクラブ問題は、我が同盟の分裂を避け得ざるよるな情勢に立ち至つたのであるが、同盟本部としては出来得る限りに於て分裂を防止し、その結果を最小ならしめんとして努力した。即ち十一月四日には加盟組合並に支部に對して緊急指令を發し、問題の經過を報告し、同盟の統制規律を保持し分裂策動を克服すべきことを指令し、十一月五日には關紙號外を發行して全組合員に問題の性質を徹底せしむべく努力した。

然し乍ら、排撃同盟側の分裂運動は次第に露骨に繼續され或ひは責任者の除名反對の運動として、或ひは又東京地方に於ける關東化學産業労働組合の組織(主として關東合同の組織)を目標とせる運動として續けられた。同盟本部は此等の諸問題に關しては、夫々當該組合と協力して、同盟の統制規律の保持と問題の合理的解決のために努力し、排撃同盟側

参加組合の反省を得つたのであつたが勢ひの赴くと云ふる。その他神奈川、京都の兩聯合會もクラブ排撃運動に参加してゐたが、此等の地方聯合會に對してはその反省を得つこととした。然し乍ら此等地方聯合會は後に至り主としてその地方の特殊な事情のために事實上その組織が失はれるに至つた。要するにこの分裂は東京聯合會を中心としたものであつた。東京地方に於ては右記の五組合の外に關東金屬、關東合同、東京自由、日本紡織等の若干支部が動搖分裂した。尚ほ東京聯合會動車現業員會に對しては第三回中央委員會に於てその對策を協議した結果、會長高橋涉君を除名處分に附し組合に對してはその反省を求むべく警告を發した。

△左記—通達

主 文

全國労働組合同盟第二回中央委員會はクラブ排撃同盟に關係し全國労働分裂の策動を行ひ來れる加盟組合中反省の餘地なしと認められるものに對して規約に基づき左の如く夫々除名及び消滅の手續をとる事に決定した。

(イ) 左記四組合は規約第廿二條により全國労働組合同盟より除名す。

東京出版労働組合、日本運輸労働組合、關東木材産業労働組合、大阪セイイ労働組合

(ロ) 左記四組合は規約第廿二條により消滅す。

關東新聞従業員組合、大阪合同労働組合、大阪印刷出版労働組合、ガラス産業労働組合

理由(省略) 全國労働新聞第三二號参照)

右の中大阪織機労働組合、大阪合同労働組合、大阪印刷出版労働組合中の職場に基礎を有する支部は殆んど全部我が大阪聯合會に残つた。従つてクラブ問題を中心とする分裂は實

質上東京聯合會の分裂であつたと云ふことが出来る。その他神奈川、京都の兩聯合會もクラブ排撃運動に参加してゐたが、此等の地方聯合會に對してはその反省を得つこととした。然し乍ら此等地方聯合會は後に至り主としてその地方の特殊な事情のために事實上その組織が失はれるに至つた。要するにこの分裂は東京聯合會を中心としたものであつた。東京地方に於ては右記の五組合の外に關東金屬、關東合同、東京自由、日本紡織等の若干支部が動搖分裂した。尚ほ東京聯合會動車現業員會に對しては第三回中央委員會に於てその對策を協議した結果、會長高橋涉君を除名處分に附し組合に對してはその反省を求むべく警告を發した。

(ロ) クラブ排撃同盟の合同後歸經過

だが翻へつてクラブ問題を中心とする分裂の根本原因を考ふるならば、もとよりその主要原因は我國の労働組合戦線統一の方針に關する見解の相違にあるのであるが、この見解の